

仮 処 分 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成26年(ヨ)第37号仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に金50万円の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

- 1 債務者は、債務者が主宰する電子掲示板「和ネット掲示板」
(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>) 内における下記のスレッドの全てを削除せよ。
 - (1) 「あすか綜合法律事務所（和歌山市）の弁護士に対する懲戒請求」
(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2469>)
 - (2) 「がんばれ！和ネット！」
(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2516>)
 - (3) 「あすか綜合法律事務所（和歌山市）より和ネットに損害賠償3300万円を払えとの訴訟の訴状」
(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2514>)
- 2 申立手続費用は債務者の負担とする。

平成26年7月31日

和歌山地方裁判所

裁 判 官 橋 本 眞 一

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 山本美鈴



(別紙)

当 事 者 目 録

〒640-8154

和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

債 権 者 豊 田 泰 史

〒640-8154

和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

あすか綜合法律事務所 (送達場所)

電話073-433-3980 FAX073-433-3981

債権者代理人 弁護士 太 田 達 也

弁護士 重 藤 雅 之

〒640-8152

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201

債 務 者 吉 田 益 夫